

受益者負担金制度とは

一般に公共工事とは、道路や公園など不特定多数の住民の利益を目的に行われるものですが、公共下水道工事は年々限られた区域しか整備できず、整備計画対象地域すべてを整備するには相当の年月を必要とし、地理的条件などで整備計画の対象にならない地域もあります。このため、公共下水道の整備により、利益を受ける方（＝受益者）は、特定の区域の方だけに限られ、公共下水道の工事費を市税等の税金だけでまかなうことにすると、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、下水道整備の利益を受けることができる土地の所有者または権利者の方に工事費の一部を負担していただくのが「受益者負担金（分担金）制度」です。

この受益者負担金は税金などとは異なり、一度きりの賦課となります。

受益者負担金制度は、都市計画法（受益者負担金の場合）・地方自治法（受益者分担金の場合）の規定を法的根拠とし、公平の原則に基づき巨額な建設費をまかなう財源の一部として下水道事業の推進に大きな役割を果たしています。

なお、対象になる土地の所在によって受益者分担金となる場合がありますが、これは根拠法令が地方自治法に基づくという違いはあるものの、内容は受益者負担金と同じです。

負担金を納めていただく区域

今回、新たに公共下水道が整備され供用開始となる区域内の土地に対して賦課します。

～受益者負担金の流れ～

- ① 2月中旬 『受益者申告書』を送付します。 → 提出ください
- ・負担金を納める方（＝受益者）を申告いただきます。
 - ・受益者負担金総代人選定届、徴収猶予申請書等も提出される場合は申告書に同封して返送してください。



- ② 4月中旬 『受益者負担金決定通知書』を送付します。 → 確認ください
- ・提出していただいた申告書に基づき負担金額を計算し、お知らせする書類です。 ⇒ 内容を確認し、変更がある方は再申告してください。
 - ・決定通知書のみでは、負担金をお支払していただくことはできません。納付書が届いてからになりますのでご注意ください。



- ③ 6月上旬 『納付書』を送付します。 → 納付ください
- ・納付書に記載された場所（窓口）で、負担金をお支払いください。
 - ・「期別」「1年分一括」「2年分一括」「3年分一括」の4種類の納付書があり、いずれか一つの納付書を選んでください。
 - ・選んだ納付書によって、今後送付される納付書の時期が異なります。
 - ・最初の納期限は、6月末日です。
 - ・受益者負担金は一度きりの賦課となるため、口座振替は取り扱っておりませんのでご理解ください。

負担金を納めていただく方（受益者の決め方）

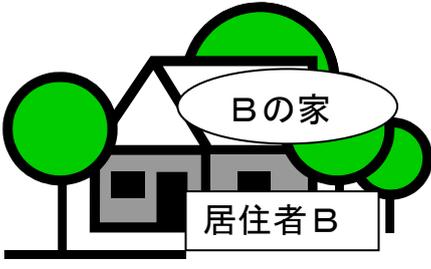
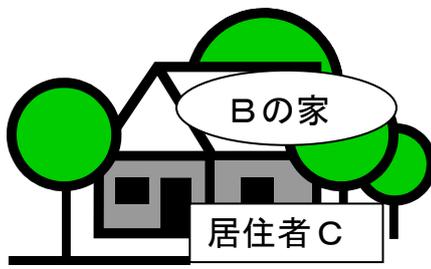
原則、賦課対象区域の土地所有者が受益者となります。ただし、所有者以外にその土地の権利者（地上権・質権・使用貸借・賃貸借の関係による権利者）がおられる場合は、両者同意の上、権利者が受益者となることもできます。

◎ 地 上 権 …… 建物を建てたり、木を植えたりする目的で、他人の土地を使用する権利（民法第 265 条）

◎ 質 権 …… 担保として提供された土地を使用できる権利（民法第 342 条）

受益者決定の参考例 《受益者＝負担金を納める方》

※所有者と権利者が異なる場合は、両者間で決定してください。

<p>Aが土地を所有・Aが家屋を所有 Aが居住している場合</p>  <p>Aの土地</p> <p style="text-align: right;">受益者 A</p>	<p>Aが土地を所有・Aが家屋を所有 Bが居住している場合</p>  <p>Aの土地</p> <p style="text-align: right;">受益者 A・Bのどちらか</p>
<p>Aが土地を所有・Bが家屋を所有 Bが居住している場合</p>  <p>Aの土地</p> <p style="text-align: right;">受益者 A・Bのどちらか</p>	<p>Aが土地を所有・Bが家屋を所有 Cが居住している場合</p>  <p>Aの土地</p> <p style="text-align: right;">受益者 A・B・Cのいずれか</p>

負担金の決定

1. 負担金の額

【土地の面積（㎡）× 250円（単位負担金額）】

例えば、200㎡（約60坪）の土地を所有されている場合

$200\text{㎡} \times 250\text{円} = 50,000\text{円}$ （負担金額）となります。

2. 負担金の期別計算方法

負担金は、3年分割とし、1年を4期に分け、合計12期で納めていただきます。

負担金額 ÷ 12期（4期 × 3年） = 毎期の納付額

ただし、12期に分けた時の100円未満の端数は初年度第1期に合算します。

※例えば、200㎡の土地の場合

$50,000\text{円} \div 12\text{期} = 4,166.666\cdots$

初年度第1期分 …………… 4,900円 × 1期

第2期分以降 …… 4,100円 × 11期 となります。

負担金の納期

納期は次のとおりです。

第1期 6月1日から 6月末日まで

第2期 8月1日から 8月末日まで

第3期 11月1日から 11月末日まで

第4期 2月1日から 2月末日まで

負担金の納付方法

「期別」「1年分一括」「2年分一括」「3年分一括」の4種類の納付書から、いずれか一つの納付書を選んで、納付書に記載された場所（窓口）で、負担金をお支払いください。一度きりの賦課となるため、恐れ入りますが、口座振替は取り扱っておりませんのでご理解ください。

選んだ納付書によって、今後送付される納付書の時期が異なります。

第1年度 6月上旬	第2年度 6月上旬	第3年度 6月上旬
3年分一括：完納		
2年分一括		1年分一括：完納 期別：年4回払後、完納
1年分一括	2年分一括：完納	
	1年分一括	1年分一括：完納 期別：年4回払後、完納
	期別：年4回払	1年分一括：完納 期別：年4回払後、完納
期別：年4回払	2年分一括：完納	
	1年分一括	1年分一括：完納 期別：年4回払後、完納
	期別：年4回払	1年分一括：完納 期別：年4回払後、完納

期別を選択されますと、各納期（2、3、4期）の1か月前に納付書を送付します。

※ 納期限までに納められない場合

納期限までに納められない場合には、税の場合と同様に督促状が発せられ督促状1通につき100円の督促手数料や、年8.7%（1ヶ月を経過するまでに納付した場合は、年2.4%）の割合（令和5年1月1日現在）の延滞金が加算されますので、必ず納期限までに納めてください。

負担金の徴収猶予と減免

徴収猶予

受益者が災害、盗難、その他事故が生じたことにより負担金を納付することが困難と認められる場合や土地の利用状況により、受益者からの申請があり、必要と認められた場合は、徴収猶予（負担金支払いの先延ばし）されます。

猶予基準に該当しなくなった時（宅地化等）は、支払い義務が生じます。

主な猶予基準

1. 現況が田、畑、山林、雑種地等の場合（建物が無い土地、汚水が発生しない土地）
2. 震災、風水害、火災、盗難、その他事故等で、負担金の納付が困難であると認められる場合
3. 係争地の場合

減 免

負担金は、税金とは異なり国・県・市などの公有地などにも賦課されますが、その土地の状況により、受益者からの申請があり、必要と認められた場合は、定められた率にて減免（負担金支払いの免除）されます。

主な減免基準

1. 神社、寺院および墓地等に係る土地
2. 自治会等が管理する施設（公民館、集会所）に係る土地
3. 公の生活扶助を受けている場合

受益者申告書の書き方

固定資産課税台帳上の土地所有者となっている方に送付します。（※送付した現在日において、既に売買などにより他の方に所有権移転されている場合は、速やかにご連絡ください。）

この申告書は、土地の地番、地目および地積を確認していただくとともに、負担金を支払う者を決めて、土地所有者の方が申告していただくものです。

申告書を指定した期日までに提出がないと、土地所有者を受益者として認定し、賦課することになりますので、ご注意ください。

例1：土地所有者＝受益者負担金納付者となられる場合（一般的な場合）

申告書には土地所有者の住所、氏名、土地の地番、地目、地積を記載しています。この記載事項を確認のうえ、署名押印し、提出してください。

もし記載事項に変更等がありましたら、訂正し提出してください。



年度 賦課
下水道事業受益者申告書

申告書番号	
行政区	
倉(分)担区	

年 月 日
所有者住所 近江八幡市桜宮町〇〇番地
(ふりがな) 八幡 太郎 印
氏名または名称
電話番号 33-3111

近江八幡市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例
施行規程第3条第1項の規定により次のとおり申告します。

所有者の所有する土地					地積 (m ²)	権利の種類	土地所有者以外の権利者		地積 (m ²)	受益者 同 章 印	受益者 代表者 印
大字・番地	地番	小地目	小々 符番	台帳地目 課税地目			住 所	氏 名 ふりがな			
桜宮町 236				宅地 宅地	300.00	〒 TEL					
						〒 TEL					
						〒 TEL					
						〒 TEL					
						〒 TEL					
						〒 TEL					
合 計											

※ 地目名は近江八幡市固定資産課税台帳に基づいております。

例2：権利者（地上権、貸借権、使用貸借権、質権）が受益者となられる場合

土地所有者と権利者との話し合いにより、権利者が受益者負担金を納付される場合は、「土地所有者以外の権利者」欄に住所・氏名を記入し、必ず受益者同意印・代表者印を押印の上、提出してください。

- ◎地上権 …… 建物を建てたり、木を植えたりする目的で、他人の土地を使用する権利（民法第265条）
- ◎質権 …… 担保として提供された土地を使用できる権利（民法第342条）



年度 賦課
下水道事業受益者申告書

申告書番号	
行政区	
責(分)街区	

〒 年 月 日
 所有者住所 近江八幡市桜宮町〇〇番地
(ふりがな)
 氏名または名称 八幡 太郎 印
 電話番号 33-3111

近江八幡市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例
 施行規程第5条第1項の規定により次のとおり申告します。

所有権の有する土地							権利の種類	土地所有者以外の権利者		地積 (㎡)	受益者 同意 印	受益者 代表者 印
大字・番地	枝番	小枝	小々	符番	台帳地目 用途地目	地積 (㎡)		住 所	氏 名 ふりがな			
桜宮町	236				宅地 宅地	300.00	地上権	近江八幡市 中村町△△番地 TEL	滋賀 一郎	300.00	印	印
								〒				
								TEL				
								〒				
								TEL				
								〒				
								TEL				
								〒				
								TEL				
合 計												

※ 地目名は近江八幡市固定資産課税台帳に基づいております。

例3：一筆の土地に2人以上の所有者がおられる場合（共有名義の土地）

他の所有者と話し合いのうえ総代人を定め、申告書とともに下水道事業受益者負担金総代人選定届（書き方P.12）を提出してください。

なお、共有者それぞれの方が個別に納付される場合は、総代人選定届に地積配分率をご記入のうえ提出してください。納付書はこの配分率に応じて負担金を算出し、個別に送付します。



年度 賦課
下水道事業受益者申告書

申告書番号	
行政区	
角(分)地区	

〒 年 月 日
 所有者住所 **近江八幡市桜宮町〇〇番地**
(ふりがな)
 氏名または名称 **八幡 太郎 ㊟**
 電話番号 **33-3111**

近江八幡市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例
 施行規程第3条第1項の規定により次のとおり申告します。

所有権の有する土地						権利の種類	土地所有者以外の権利者		地積 (㎡)	受益者 同 象 印	受益者 代 表 者 印
大字・番地	板番	小 板	小々	符番	台帳地目 現況地目		住 所	ふりがな 氏 名			
桜宮町 236					宅地 宅地	300.00	〒				
							TEL				
							〒				
							TEL				
							〒				
							TEL				
							〒				
							TEL				
合 計											

※ 地目名は近江八幡市固定資産課税台帳に基づいております。

例4： 登記名義人が死亡されている場合

受益者申告書の土地所有者欄には、登記名義人をあらかじめ記載しておりますが、登記名義人が死亡されている場合は、土地所有者欄の右に死亡された年月日を記載して、現在その土地を所有されている相続人の住所・氏名を下の欄の余白に記載し、押印して提出してください。

なお、相続人が2人以上おられ、まだ代表者が決まっていないときは、例3の場合と同様、下水道事業受益者負担金総代人選定届（書き方 P. 12）にご記入のうえ提出してください。

例4

様

年度 賦課
下水道事業受益者申告書

申告書番号	
行政区	
責(分)地区	

年 月 日
 所有者住所 **近江八幡市桜宮町〇〇番地**
(フリガナ) **八幡 太郎** **〇年〇月〇日死亡**
氏名または名称
 電話番号 **近江八幡市桜宮町〇〇番地**
八幡 花子 @ 33-3111

近江八幡市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規程第3条第1項の規定により次のとおり申告します。

所有権の有する土地						権利の種類	土地所有者以外の権利者		地積 (㎡)	受益者同意印	受益者代表者印
大字・番地	枝番	小枝	小々	符番	合帳地目 備況地目		住 所	フリガナ 氏 名			
桜宮町					宅地 宅地	300.00	〒				
236							TEL				
							〒				
							TEL				
							〒				
							TEL				
							〒				
							TEL				
合 計											

※ 地目名は近江八幡市固定資産課税台帳に基づいております。

総代人選定届の書き方

前述した申告書の書き方で、例3の共有名義の場合、あるいは例4のうち登記名義人が死亡され、まだ代表者が決まっていな場合に該当する方は、代表者を定めるための次の届出が必要です。

下水道事業受益者負担金総代人選定届

年 月 日

近江八幡市長 様

次の者を総代人に選定したので届けます。

住所 近江八幡市桜宮町〇〇番地

氏名 八幡 太郎 ㊟

受益地の地番 桜宮町 236 番地

地積(㎡) 300.00

総代人を選定できない場合は、個別に納付書を発行いたしますので、下記の表に共有者氏名、住所および※「地積配分率」を御記入の上、提出してください。

総代人が代表して納付される場合は、下記の記入は必要ありません。

共有者氏名	共有者住所	※ 「地積配分率」
㊟		
㊟		
㊟		
㊟		
㊟		

徴収猶予申請書の書き方

負担金の徴収猶予を受けようとする場合、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を受益者申告書と一緒に提出してください。申告された事項について、徴収猶予基準に照らし内容及び現地を調査のうえ、適否を決定し決定通知書を送付します。

記入例

別記様式第6号(第12条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書 年 月 日 近江八幡市長 宛 住所 近江八幡市桜宮町〇〇番地 受益者 氏名 八幡 太郎 (印) 次の土地に係る受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、近江八幡市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規程第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。					負担 区名	課 年度	通知書 番 号		
					所 長	課 長	グループ リーダー	合 議	担 当
					起 案			年 月 日	
					決 裁			年 月 日	
					台 帳 記 入			年 月 日	
					決定通知書発送			年 月 日	
					納入通知書発送			年 月 日	
次のとおり決定してよろしいか。(同)									
土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積 ^{m²}	理 由	区 分	該 当 条 項	徴 収 猶 予 期 間	当 初 決 定 額	徴 収 猶 予 額
桜宮町	236番地	畑	300	畑	<input type="checkbox"/> 猶予する <input type="checkbox"/> 猶予しない	別表第1 第 項第 号			
					<input type="checkbox"/> 猶予する <input type="checkbox"/> 猶予しない	別表第1 第 項第 号			
					<input type="checkbox"/> 猶予する <input type="checkbox"/> 猶予しない	別表第1 第 項第 号			
					<input type="checkbox"/> 猶予する <input type="checkbox"/> 猶予しない	別表第1 第 項第 号			
備 考									

*1 太わく内は、記入しないこと。

*2 備考欄には、申請理由の補足及び添付資料等を記入して下さい。

主な猶予基準

1. 現況が田、畑、山林、雑種地等の場合（建物が無い土地、汚水が発生しない土地）
2. 震災、風水害、火災、盗難、その他事故等で、負担金の納付が困難であると認められる場合
3. 係争地の場合

減免申請書の書き方

負担金の減免を受けようとする場合、「下水道事業受益者負担金減免申請書」を受益者申告書と一緒に提出してください。申告された事項について、減免基準に照らし内容及び現地を調査のうえ、適否を決定し決定通知書を送付します。

記入例

別記様式第9号(第14条関係)

下水道事業受益者負担金減免申請書 年月日 近江八幡市長 宛 住所 近江八幡市榎宮町〇〇番地 受益者 氏名 八幡 太郎 (印)				負担 区分	賦課 年度	通知書 番号	所 長	課 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー	合 議	担 当
次の土地に係る受益者負担金の減免を受けたいので、近江八幡市公共 下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規程第14条第1項の規定 により、次のとおり申請します。				起 案	年 月 日						
				決 裁	年 月 日						
				台 帳 記 入	年 月 日						
				決 定 通 知 書 発 送	年 月 日						
				納 入 通 知 書 発 送	年 月 日						
				次のとおり決定してよろしいか。(何)							
				決定区分	<input type="checkbox"/>	%減額	<input type="checkbox"/>	減額しない			
土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積(㎡)	当初決定額	減 免 率	減 免 額	差引負担金額				
榎宮町	236 番地	宅地	300.00								
(減免を必要とする理由)				集会所用地のため							

備考 太わく内は、記入しないこと。

主な減免基準

1. 神社、寺院および墓地等に係る土地
2. 自治会等が管理する施設（公民館、集会所）に係る土地
3. 公の生活扶助を受けている場合

その他の届出書類

書類が必要な場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

1. 納付管理人を定める時

下水道事業受益者負担金納付管理人（選任・変更・廃止）届書

受益者が日本国外におられる等で納付手段がない場合は、納付手段を持っている納付管理人を決めて、届け出てください。（納付管理人とは、受益者に代わって受益者負担金納付に関する事項を処理させる者をいいます。）

また、納付管理人を変更・廃止した場合も同様です。

2. 住所が変わった時

下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届書

受益者・納付管理人が住所を変更した場合、すみやかに届け出てください。

3. 受益者が変わった時

下水道事業受益者異動届書

納付期間の途中や徴収猶予期間中に受益者を変更される場合は、受益者異動届書を提出してください。特に土地を売買された際は、遅滞なく届け出てください。異動届書の提出がないと、土地の所有者が変わっても受益者負担金の請求は従前の所有者(受益者)に対して行いますのでご了承ください。

○異動届書を提出いただくと、

新受益者へ

※下水道事業受益者負担金決定通知書

旧受益者へ

※下水道事業受益者負担金納付義務消滅通知書

により通知します。

4. 徴収猶予、減免事由が消滅した時

徴収猶予や減免を受けている方で、その事由が消滅したときは必ず届け出ください。

徴収猶予を受けている方の土地が、宅地化等で猶予取消となった場合、「徴収猶予取消通知書」および「受益者負担金決定通知書」にて通知しますので納付ください。